



海津市まちづくり委員会
自治基本条例策定分科会第3回資料

2011年9月15日
岐阜経済大学 菊本舞

自治基本条例の10のポイント(前回資料から)

- ① みんなの思いをひとつにまとめるものになっている
- ② まちづくりの理念が明確になっている
- ③ 自治の主体として市民の権利と責務が規定されている
- ④ 市民が参加、選択・決定できる仕組みが規定されている
- ⑤ 市民のために働く役所が明確に示されている
- ⑥ 市民のために働く議会が明確に示されている
- ⑦ 公共主体としての市民活動団体が元気で活動できる制度や仕組みがある
- ⑧ まちづくりの最高ルールとしての決まりや仕組みがある
- ⑨ 他自治体や他住民との連携
- ⑩ 生きたルールとしてのフォローの仕組みが規定されている

私たちの“まち”の憲法である自治基本条例

- どんな内容が盛り込まれてほしい？
- どんなまちになってほしい？
- そのためには誰がどんなかかわりや参加が必要か？
 - 例：市のかかげる戦略プロジェクト
 - めざす将来像⇒「**協働**が生み出す魅力あふれるまち海津」
 - これを実現できるような市民や職員・議会の役割が規定され、また市民の参加や活動できる仕組みが規定されてほしい

ワークショップ「私たちのめざす“まち”」

- 1. 現在、私たちの“まち”は、どんな“まち”なのか？
 - 海津市の良いところ・他の市町村に自慢したいところ・個人的に素敵だと思っていること(強み)
 - 海津市が他の市町村と比べて劣っていること、よくないところ、もっとこうなったらいいのにと思っていること、抱えている課題(弱み)
- 2. 将来、どんな“まち”になってほしいか？
 - 良いところ・自慢したいところ・素敵なことを、今までどおりに維持していくためには、どうしたらよいか？ 良いところをさらに伸ばしていくためには、だれがどんなにかかわりや取り組みをすると良いか？
 - 良くないところはどのように改善していくべきか？ 課題解決にはどんな取り組みが必要か？
 - 市民、自治会、企業、学校、行政等、どんな主体がどんな役割を担ったり関わったりするのか(協働の具体的な内容は？)

テーマ: 私たちのめざす“まち”

(タイトルを考えて入れる)

海津市の強み

強みを生かした取
り組み

海津市の弱み

弱みを強みに変
えるために必要な
取り組み

主体別の役割や
取り組み

「協働」の具体的
内容